

IASB 公開草案「確定給付制度 (IAS 第 19 号の修正提案)」に対する意見

平成 22 年 9 月 6 日

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、退職後給付プロジェクトに対する国際会計基準審議会 (IASB) の継続的な努力に敬意を表すとともに、公開草案「確定給付制度 (IAS 第 19 号の修正提案)」に対するコメントの機会を歓迎する。

IASB の包括的従業員給付プロジェクトの一環である公開草案「確定給付制度 (IAS 第 19 号の修正提案)」(以下、「ED」という。)は、2008 年に公表・意見募集の行われたディスカッション・ペーパー「IAS 第 19 号『従業員給付』の改訂に関する予備的見解 (以下、「DP」という。)」で示された特定の課題に対し、限定された期間で改善を図るため、主に確定給付制度の認識・表示及び開示を取り上げ、変更を提案している。本プロジェクトによれば、今回取り上げられなかった課題も含め、今後従業員給付会計の本質的課題を包括的に議論することが想定されている。

我々は、当面の課題に対し、時間的制約から暫定的な改善を図るスタンスも理解するが、会計基準が短時間で何度も改訂されることは、実務への負担などの観点からは好ましくないと考える。また、概念フレームワークや表示プロジェクトなど他の基準との整合性に加え、暫定的な改訂である以上、コンバージェンスを志向している米国基準や我が国基準といった他の基準への配慮も重要であると考えます。

我々は、上記スタンスのもとに、ED と今後開始されるであろう従業員給付会計の本質的課題を検討するプロジェクトの関係や、DP 公表後の IFRS の動向も踏まえて、ED に対するコメントを検討した。

以下、我々が懸念するか又は同意しない事項についてコメントする。

認識

質問 1

本公開草案は、企業に対し、確定給付制度債務の現在価値及び制度資産の公正価値の変動のすべてを、それらが生じた時点で認識しなければならないと提案している。(第 54 項、第 61 項及び BC9 項から BC12 項) これに同意するか? その理由は何か?

【コメント】

確定給付債務の現在価値及び制度資産の公正価値の変動のすべてを、それらが生じた時点で、財政状態計算書及びその他の包括利益で認識しなければならないという提案については同意する。

ただし、その他の包括利益で認識した数理計算上の差異を即時に利益剰余金に振り替え、リサイクルしない点については同意しない。

これらの理由は以下のとおりである。

- (1) 現行 IAS 第 19 号における遅延認識のデメリット(BC10 項)は改善すべき点と考える。
この論点は財政状態計算書において遅延認識をやめるだけで改善できる。
- (2) 財政状態計算書及びその他の包括利益で数理計算上の差異を即時認識する会計処理は、既に米国で取り入れられており、また我が国でも今後取り入れられようとしている。この会計処理によれば、基準のダイバージェンスを回避し国際的な比較可能性に早期に資することが可能と考える。
- (3) 一方、表示改善プロジェクトに基づく公開草案「その他の包括利益の項目の表示」からも明らかなように、その他の包括利益などの表示の議論は検討途上である。純損益やその他の包括利益に何を表示すべきかなど、いまだ明確にされていない(同公開草案 BC15 項、BC16 項及び AV3 項等)。財務諸表における表示の一体性や分離の原則も検討されるなど、表示に関しては流動的な状況と理解している。
- (4) 我々は、従業員給付会計の会計処理と表示とが密接に関連しており、従業員給付会計の本質的な議論を次のフェーズで行う事を想定し現段階では行わない状況の下で、年金費用の表示の議論を本 ED で行う事は、妥当であると思わない。
- (5) 以上より、我々は、包括利益計算書での認識・表示に関して議論の環境がまだ整っていないと考えている。したがって、包括利益計算書での認識・表示方法の議論を、現段階で行うことが妥当であるとは思わない。
- (6) こうした状況において、次の点に鑑みれば、その他の包括利益で認識した数理計算上の差異をリサイクルすることが、暫定的な改訂としては妥当と考える。
 - (ア) 数理計算上の差異には勤務費用や利息費用などに関連して生じた部分も含まれているので(質問 4 参照)、そのすべてを純損益に反映しない処理は合理的ではない。
 - (イ) コンバージェンスを志向している米国基準ではすでにリサイクリングを取り入

れており、我が国基準でもリサイクルリングを取り入れようとしている。

(ウ) IAS 第 19 号で現在認められている数理計算上の差異の選択肢の一部を削除することで、比較可能性を改善できる点は理解できる。しかし、たとえば「Financial Statement Presentation, Analyst Field Test Result」(IASB Meeting September 2009, FASB Informational Board meeting September 21, 2009)によれば、主要なパフォーマンス指標として営業利益や純利益の相対的優位性が報告されている。こうした状況に鑑みれば、現段階でノンリサイクル処理に一本化することが妥当とは思えない。

(エ) その他の包括利益に計上された数理計算上の差異を純損益や利益剰余金に振り替えるタイミングについては、現在客観的・合理的指標が無いため、即時に振り替えるという本 ED の提案も選択肢の 1 つとしては理解できる。しかし、これも現段階で一本化するのは時期尚早と考える。前述のとおり、表示に関する検討が進展中であり、包括利益に対する一般的な理解も醸成途上の中で、本質的議論を経ることなく数理計算上の差異をリサイクルせずに即時に利益剰余金に含めることが、財務諸表の理解の改善に資するとは考えられない。

質問 2

企業は、権利が未確定の過去勤務費用について、関連する制度変更が生じた時点で認識すべきか？(第 54 項、第 61 項及び BC13 項)その理由は何か？

【コメント】

ED の改訂提案には同意しない。

本提案は、確定給付債務の測定や認識の範囲などの本質的議論と密接に関係している。また、権利確定までの期間にわたり費用処理を要求する IFRS 第 2 号「株式報酬」と整合していない。

したがって、本質的な議論と他の基準と整合的な検討を行うまでは、現行 IAS 第 19 号を踏襲すべきである。

分解

質問 3

企業は、確定給付費用を 3 つの部分(勤務費用、財務費用及び再測定)に分解すべきか？(第 119A 項及び BC14 項から BC18 項)その理由は何か？

【コメント】

ED の改訂提案には同意しない。

我々は、分解表示の有用性は認めるものの、財務諸表の表示における「一体性

(cohesiveness)」、「分解(disaggregation)」の議論など表示プロジェクトの状況も踏まえ、確定給付債務や制度資産も含めた表示に関する本質的議論を行った上で改訂すべきと考える。

勤務費用部分の定義

質問 4

勤務費用部分は、人口統計上の仮定の変化から生じる確定給付制度債務の変動を除外すべきか？（第 7 項及び BC19 項から BC23 項）その理由は何か？

【コメント】

本提案に賛成する。そして、数理計算上の差異のリサイクリングを提案する。理由は以下のとおりである。

- (1) 人口統計上の仮定の変化には、経営者の意図による変動や、ボラティリティの短期的な顕現・実際の傾向の変化など様々な要素が含まれる。したがって、これらすべてを勤務費用又は数理計算上の差異のいずれかとして取り扱うことは妥当ではない。しかし、我々は両者を明確には区別できない。したがって、そのすべてを数理計算上の差異とすることは、その性質に鑑みれば、勤務費用とするよりは合理的と考える。
- (2) 一方、ED の提案によれば、数理計算上の差異とされた人口統計上の仮定の変化は純損益で一切認識されないこととなる。数理計算上の差異には様々な要素が含まれていることから、我々は、当該会計処理は妥当ではないと考える。
- (3) したがって、現時点における暫定的な改訂という条件下において、我々は、数理計算上の差異についてリサイクリングを提案する。

財務費用部分の定義

質問 5

本公開草案は、財務費用部分は、第 78 項で定める割引率を確定給付負債（資産）の純額に適用して算定される、確定給付負債（資産）の純額に係る利息の純額から構成されなければならないと提案している。この結果、制度資産に係る期待収益を純損益に表示するという規定は、IAS 第 19 号から削除されることとなる。

確定給付負債（資産）の純額に係る利息の純額は、第 78 項で定める割引率を確定給付負債（資産）の純額に適用して算定されるべきか？その理由は何か？そのように算定されるべきではないならば、財務費用部分をどのように定義すべきか？その理由は何か？（第 7 項、第 119B 項、第 119C 項及び BC23 項から BC32 項）

【コメント】

EDの改訂提案には同意しない。

理由は以下のとおりである。

- (1) 運用という実質を反映しておらず、割引率を期待収益率に用いることに合理的理由もない。そのため「表現の忠実性」の観点から懸念がある。
- (2) 確定給付債務と制度資産のあるべき表示について検討をまだ行っていないことから、両者の純額を「報告企業が制度又は従業員に支払うべき資金調達額」と考えて(BC29項)今回表示を変更することは、時期尚早である。
- (3) 現行の期待運用収益率には、経営者の制度資産運用に対する意図や戦略などが反映されており、財務諸表利用者にとっても年金制度の全体を理解するために有益な情報と考えられる。これを削除することは、「目的適合性」を損ねるものとする。
- (4) 割引率を期待収益率に用いることにより経営者の主観的な判断をなくすというメリットはあるが、そのようなメリットよりも、上記のデメリットのほうが大きいと思われる。

表示

質問6

企業は、次のような表示を行うべきか？

- (a) 勤務費用を純損益に表示。
- (b) 確定給付負債(資産)の純額に係る利息の純額を、財務費用の一部として純損益に表示。
- (c) 再測定をその他の包括利益に表示。
(第119A項及びBC35項からBC45項)その理由は何か？

【コメント】

EDの改訂提案には同意しない。

理由は「質問1」及び「質問3」を参照。

清算及び縮小

質問 7

- (a) 通常の清算及び通常ではない清算に係る利得及び損失は数理計算上の差異であり、したがって、再測定部分に含めるべきということに同意するか？（第 119D 項及び BC47 項）その理由は何か？
- (b) 縮小は制度変更と同様に処理し、利得及び損失は純損益に表示しなければならないということに同意するか？（第 98A 項、第 119A 項(a)及び BC48 項）
- (c) 企業は、(i)制度変更、縮小及び通常ではない清算の記述的な説明及び(ii)それらの包括利益計算書への影響を開示しなければならないか？（第 125C 項(c)、第 125E 項、BC49 項及び BC78 項）その理由は何か？

【コメント】

- (a) 本提案に同意しない。
通常の清算に係る利得又は損失を数理計算上の差異に含める点に同意するが、通常でない清算に係る利得又は損失は、経営者の判断によるリストラの結果生ずる制度終了にかかる確定損益などの性質を有しており、純損益に反映すべきである。
- (b) 本提案に基本的に同意する。
基本的に同意するが、清算と縮小を区分することが実務上は困難なケースも多く、両者で会計処理が異なる（清算はその他の包括利益、縮小は純損益）と、本提案のような会計処理を行うことが実務上困難になる。そのため、上述のとおり清算損益は、純損益として処理すべきである。
- (c) 本提案に同意する。
縮小も清算も非経常的な影響であり、重要性が乏しい場合を除き、開示することが財務諸表利用者にとっても有益と考える。

開示

確定給付制度

質問 9

開示の目的を達成するために、本公開草案は次のものを含む新たな開示規定を提案している。

- (a) 感応度分析を含む、リスクについての情報(第 125C 項(b)、第 125I 項、BC60 項(a)、BC62 項(a)及び BC63 項から BC66 項)
- (b) 人口統計上の数理計算上の仮定を決定するのに使用した手続についての情報(第 125G 項(b)並びに BC60 項(d)及び(e))
- (c) 昇給の予測の影響を除外して調整した、確定給付制度債務の現在価値(第 125H 項及び BC60 項(f))
- (d) 資産・負債マッチング戦略についての情報(第 125J 項及び BC62 項(b))
- (e) 勤務費用と拠出が異なる原因となる可能性のある要因についての情報(第 125K 項及び BC62 項(c))

提案された新たな開示規定は適切であるか? その理由は何か? 適切ではない場合、開示の目的を達成するためにどのような開示を提案するか?

【コメント】

- (a) 我々は、割引率など経済変数に限定した感応度分析とすることが適切であると考え
る。
感応度分析に関する情報は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」や IFRS 第 4 号「保険契
約」及び IFRS 第 7 号「金融商品 - 開示」などにおいてすでに取り入れられており、
財務諸表利用者が企業のリスク特性を理解するのに有用である点については同意す
る。しかしながら、確定給付債務における人口統計的な前提条件には以下のような
特徴があると考えられるため、感応度分析が有用ではないと考える。
 - (ア) 昇給率や退職率などは経営者の意図によって変動させることが可能である。これ
らを通常コントロールできない金利リスクなどと同様に捉えるべきではない。
 - (イ) 確定給付債務が期末における最善の見積りに基づいている以上、死亡率など人口
統計的なデータが平常時において急激に変動することは通常考えにくい。
 - (ウ) リストラなどで退職率が上昇しても、それは確定給付債務の変動としてよりも解
雇給付として財務諸表に影響を及ぼすと考えられるなど、分析結果の有用性が疑
わしいものもある。
- (c) 我々は、昇給の予測の影響を除外して調整した、確定給付制度債務の現在価値(累
積給付債務)の開示は適切ではないと考える。累積給付債務は、特定の地域や特定
の財務諸表利用者にとっては目的適合的かもしれないが、制度依存的な概念のため

普遍性に乏しいと考える。我々が DP に対し提案した「従業員が財務報告日直後に離職する場合の事業主が支払わなければならない給付の額」という概念に基づいて開示を求める方が、より目的に適合すると考える。

(e) 我々は、現行の、翌年における拠出予想額の開示を維持することを提案する。

ED の提案は、勤務費用からどの程度乖離すれば開示すべきかなどの具体的なガイドラインが不足しており、極めて主観的な開示内容となる事が想定される。それに対して、現行基準で求められている開示は相対的には客観的であり、かつ、企業の将来キャッシュ・フローの金額に与える影響に関する有用な情報を財務諸表利用者に提供しているものとする。

公的制度及び共通支配下にある複数の企業の間でリスクを分担する確定給付制度

質問 11

本公開草案は、公的制度及び共通支配下にある複数の企業の間でリスクを分担する確定給付制度に参加する企業に対する開示規定について、第 125A 項から第 125K 項の開示と整合するように、追加の検討を行うことなく更新を行っている。当審議会がこれらの規定について追加すべき、修正すべき、あるいは削除すべきものがあるか？（第 34B 項、第 36 項、第 38 項及び BC70 項）その理由は何か？

【コメント】

我々は、確定拠出制度である公的制度につき、IAS 第 19 号第 46 項と同様の開示が求められるかどうかについて明確化することの追加検討を提案する。

ED では、公的制度は複数事業主制度として会計処理し、第 33A 項で求められる情報を開示することが提案されている（第 36 項）。しかし、第 33A 項は確定給付型の複数事業主制度であった場合のみを規定している。このため、IAS 第 19 号第 46 項と同様の開示が確定拠出制度である公的制度の場合に求められているのか否か、明示されていないものとする。

今回の改訂を機に、明確化を追加で検討すべきと思料する。

その他の論点

質問 13

本公開草案はまた、次に要約された IAS 第 19 号の修正を行うことを提案している。

- (a) IFRIC 第 14 号「確定給付制度資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」(2009 年 11 月改正)の規定を、実質的な変更を伴うことなく組み込んでいる。(第 115A 項から第 115K 項及び BC73 項)
- (b) 「最低積立要件」は、退職後給付又は他の長期確定給付制度に対する積立のための拠出を企業に求める、あらゆる強制力のある要求として定義されている。(第 7 項及び BC80 項)
- (c) 制度による未払税金は、当該税金の性質に従い、制度資産の収益又は確定給付制度債務の測定値に含めなければならない。(第 7 項、第 73 項(b)、BC82 項及び BC83 項)
- (d) 制度資産に係る収益は、管理費用が制度資産の管理に関連するものである場合にのみ、当該管理費用によって減額されなければならない。(第 7 項、第 73 項(b)、BC82 項及び BC84 項から BC86 項)
- (e) 予想される将来の昇給は、現在給与で表現される給付算定式が後期の年度に著しく高水準の給付を配分させるか否かの判断にあたって考慮しなければならない。(第 71A 項及び BC87 項から BC90 項)
- (f) 確定給付制度債務の算定に使用される死亡率は、制度加入者の雇用中と雇用後の双方の予想死亡率の現在の見積りである。(第 73 項(a)(i)及び BC91 項)
- (g) リスク・シェアリング及び条件付きの指数の特徴は、確定給付制度債務の最善の見積りを算定する際に、考慮されなければならない。(第 64A 項、第 85 項(c)及び BC92 項から BC96 項)

提案された修正に同意するか？その理由は何か？同意しない場合、どのような代替案を提案するか？その理由は何か？

【コメント】

(b) について

本提案に同意しない。我が国の年金制度に鑑みれば、「強制力」の解釈も種々考えられることから、本提案によっても「最低積立要件」の定義は明確化されないと考える。

(c) 及び(d) について

本提案に同意しない。我が国のように、制度の管理費用を制度資産に関するものとそれ以外に区分することが困難なケースもあると考える。したがって、各地域における税金や制度管理費用の実態を踏まえた改訂提案を行うべきである。

(f)について

第 73 項(a) では死亡率について改訂が提案されているが、改訂された「制度加入者の

予想死亡率の現在の見積り(current estimates of the expected mortality rate of plan members)」の主旨が不明瞭と考える。今回の改訂によって、どのような見直しを行うことを意図しているかを明確にするべきと考える。

(g)について

本提案に同意しない。確定給付制度の運営から生じるリスクを事業主と従業員で分担する制度については、各地域で様々な形態が想定される。そのため、十分な実態把握と検討・議論を経て、具体的なガイダンスを示した上で改訂を行うべきと考える。

複数事業主制度

質問 14

IAS 第 19 号は、確定給付型の複数事業主制度が加入企業を他の企業の現在の及び前従業員に関連する数理計算上のリスクに晒しており、その結果、制度に加入している個々の企業に債務、制度資産及び費用を分配するための首尾一貫した信頼性のある基礎がない場合には、企業に対し、当該制度を確定拠出制度であるかのように会計処理することを求めている。当審議会の見解では、これは確定給付型の複数事業主制度の定義を満たす制度の多くに適用されることになる。(第 32 項(a)及び BC75 項(b))

確定給付型の複数事業主制度が、制度に加入している個々の企業に債務、制度資産及び費用を分配するための首尾一貫した信頼性のある基礎を有するような状況について、説明をしてください。そのような複数事業主制度への参加者は、確定給付制度の会計処理を適用しなければならないか？その理由は何か？

【コメント】

複数の事業主が共同して一つの企業年金制度を設立している場合、我が国の一般的な制度では企業ごとに債務、制度資産及び費用を計算していない。このため、企業ごとに債務、制度資産及び費用を分配するための首尾一貫した信頼性のある基礎はないと考えられる。

経過規定

質問 15

企業は提案された修正を遡及的に適用しなければならないか？(第 162 項及び BC97 項から BC101 項) その理由は何か？

【コメント】

仮に本 ED のとおり基準化された場合でも、我々は遡及適用には同意しない。

我々は、以下に示すとおり、今回の遡及適用は実務的に煩雑かつ困難を伴う半面、当該負担に見合うほどのメリットは期待できないと考える。また、本 ED の遡及適用によって、過年度の財務諸表が年金制度の実態を適切に表さない場合もあると考える。

- (1) 数理計算上の差異について損益計算書に計上しないことや過去勤務費用の認識の変更が提案されているため、本 ED を遡及的に適用した場合、多くの企業で、損益計算書の修正や原価計算のやり直し、在庫等に含まれる数理計算上の差異等の遡及修正など、実務に与える影響が大きい可能性がある。
- (2) 数理計算上の差異をその他の包括利益で即時認識し、即時に利益剰余金に振り替えることで過年度の財務諸表を著しく変貌させる可能性がある。その結果、各種財務指標の大幅な変動による信用毀損や財務制限条項への抵触懸念、配当実施や制度変更で生じた損益への会計上の対処の妥当性が表されなくなるなどの観点からミスリードとなることを危惧する。

ベネフィットとコスト

質問 16

当審議会の評価によれば、

(a) 本提案の主要なベネフィットは次のとおり。

- () 確定給付制度債務の帳簿価額の変動及び制度資産の公正価値の変動を、より理解しやすい方法で報告する。
- () IAS 第 19 号で現在認められている表示に係る選択肢の一部を削除することにより比較可能性を改善する。
- () 実務においてばらつきを生んでいる規定について明確化する。
- () 企業が確定給付制度に関与することによって生じるリスクについての情報を改善する。

(b) 企業は、現行 IAS 第 19 号を適用する時点で、本修正案の適用で必要となる情報の大半の入手がすでに求められていることから、本提案のコストは最小限であるはずである。

上記の当審議会の評価に同意するか？ (BC103 項から BC107 項) その理由は何か？

【コメント】

以下の理由から、我々は IASB の評価に同意しない。

現時点では、財政状態計算書及びその他の包括利益で数理計算上の差異の即時認識を行うだけで十分なベネフィットがあると我々は考えている。

- (1) 今後、本質的な検討が再開されることなどにより、本 ED 提案のいくつかが変更となる可能性もある。その場合、短期間で会計基準の改訂が複数行われることによるデメリットのほうが、IASB が評価するベネフィットを上回ってしまう懸念がある。
- (2) 本 ED が提案している会計処理は、現在の Topic 第 715 号や我が国の会計基準において今後採用が予定されている考え方とも相違している。我々は、「我々のスタンス」でも述べたように、限定された改訂を行うに当たっては、グローバルな観点からの

会計基準のコンバージェンスにも配慮する必要があると考える。こうした観点を欠く暫定的な改訂提案は、必ずしもベネフィットとならない。

その他のコメント

質問 17

提案に対してその他にコメントはあるか？

【コメント】

本 ED では、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」付録 D の D10 項及び D11 項の免除規定の削除が提案されているが、本 ED のとおり基準化されるか否かにかかわらず、当該免除規定は残すべきである。

当該免除規定が設けられた趣旨は、初度適用企業がコリドーアプローチを採用した場合に遡及適用が困難であるためと理解している。そのため、本 ED ではコリドーアプローチの廃止が提案されていることから、当該免除規定も同時に廃止することが提案されている。

しかしながら、例えば初度適用企業が従前の GAAP において数理計算上の差異を原価計算に含めていた場合、質問 15 と同様に原価計算の遡及修正等が必要となり、実務的に煩雑になることが想定される。我々の提案するリサイクリングを採用する場合でも、同様の課題が起こり得る。

したがって、数理計算上の差異の累積額の全額を IFRS 移行日時点で認識するという選択肢は、引き続き残しておくべきと考える。

以 上